

午前１０時００分 開会

傍聴人１名入室

【赤嶺委員長】 委員の出席状況について報告する。虹の会の石田委員から遅刻の届出があった。他の委員は全員出席である。

日程１ 協議事項について

（１）予算決算委員会について（資料１）

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、昨年１１月１４日の本委員会において、実施を前提に詳細を検討していくことが決定され、その際、こういう手法がよいのではないかという案を持つ会派は事務局宛てに提出し、それらも踏まえ、詳細案の検討をすることとなったものである。その後、各会派から提出された案を基に、作業部会において、委員により資料１の概要案が作成されたものである。

委員長は、本日は資料１を基に協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 本件は、昨年１１月に実施を前提に検討していくことを決定し、その後、作業部会で資料１の概要案を作成した。本日は、資料１の概要案の内容で運用開始に向けた詳細な検討を開始し、市側にも意見聴取をしていくことでよいか、協議願いたい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは概要案に賛成である。

【鳥淵委員】 公明党は、質疑は時間無制限でなく、限られた時間で慎重審議すべきと考える。その上で時間制限をしっかりと設けていくべきではないかと申し上げて、賛成する。

【河内委員】 自由クラブは賛成である。

【堀口委員】 日本共産党は大枠で賛成するが、各議員は、時間に配慮しつつも、議論を深めていかなければならない。特に予算決算に関しては大事なことと思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は大枠で賛成である。本件の時間制限は、分科会には適用されず、予算決算に係る総括質疑にのみ適用と理解してよいか。

【赤嶺委員長】 そのとおりである。

【堀合委員】 立憲民主党は現行案に大枠で賛成である。

【村田委員】 大和維新× i R A I S Eは賛成である。

【金原副委員長】 市民からの要望や問題提起に、職員の働き方や残業時間への配慮は皆無である。ならば、どこでそれに配慮できるかといえば議会しかない。委員会に出席する職員はおおむね課長クラスまでであるが、バックヤードには係長クラスも控えているし、要調査となれば残業時間は当然かさむ。また、議員の拘束時間はその日の会議時間内だけであるが、職員は翌日以降も出勤しなければならない。委員会運営、職員の残業時間への配慮は、議員一人一人の質問の質を上げ、吟味することにもつながるのではないか。

【中村委員】 本案では新たに総括質疑として各委員に15分ずつ質疑時間を持たせているが、通告制なので、市側もしっかり準備し、委員会に臨めると思う。時間への配慮は皆無と言っているわけではなく、取りあえずスタートしてみて時間オーバーするようならば再考するではいかがか。

【金原副委員長】 分科会は通告制を取らないが、ヒアリングとまではいかずとも、ある程度質問の趣旨を市側と調整できていれば、準備もでき、答弁時間の短縮につながる。詳細を詰める中ではそのような点にも配慮されたい。

【赤嶺委員長】 今回、分科会に関する質問時間の制限、通告制の導入は見送られており、従来の常任委員会と同様に運営される旨、委員各位の合意を得ている。意見は様々であるが、各会派間で調整を行った結果、本概要案が完成した経緯を踏まえれば、本委員会での賛同をいただき、新たな調整に送ることができるものと思う。

お諮りする。予算決算委員会については、資料1の概要案の内容で運用開始に向けた詳細な検討を開始し、市側にも意見を聴取していくことでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。運用案は市側にも意見聴取を行い、案ができた段階で本委員会に提示する。

(2)議会倫理のルール化について(資料2)

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【事務局次長】 本件は、昨年１２月４日の本委員会において、本委員会の委員全員で議会倫理の規程について案文を検討することが決定されたものである。その後、作業部会が開催され、委員により資料２の草案が作成されたものである。

委員長は、本日は資料２を基に協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 本件は、作業部会で資料２の草案作成後、事務局と調整を行い、事務局も市側の法制部門と調整したところ、内容が多岐にわたり、審査対象議員への措置を伴うことから、規程としての整備ではなく、条例として整備することがふさわしいとの意見を頂戴している。本日は、規程ではなく、条例として整備する方向でよいか、協議願いたい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは委員長提案に賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は原案に賛成である。

【鳥渕委員】 公明党は条例としての整備に賛成である。

【河内委員】 自由クラブは賛成である。

【赤嶺委員長】 特段反対の会派がいなければ、本規程を条例案として調整を進めてまいりたい。

お諮りする。議会倫理のルール化については、資料２の草案を基に条例として整備する方向性とすることでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。条例案は事務局とも調整し、案ができた段階で本委員会に提示する。

（３）委員会のインターネット配信の実施について（資料３）

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、昨年１２月４日の本委員会において、著作権の部分などで市側の意見も聴いた上で進めていくことが決定されたものである。その後、作業部会において、委員により、実施の方向性として資料３に記載の内容が作成されたものである。

資料３を朗読する。

- 1、委員会の配信はY o u T u b eで行う。ライブ配信のみを実施し、録画配信は行わない。
- 2、必要な機器は配信環境を含めて検討。
- 3、インターネット配信要綱の必要あり。
- 4、傍聴者への配慮を検討。

委員長は、本日は資料3を基に協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 昨年12月に委員会のインターネット配信について進めていくことを決定し、その後、作業部会において、実施の方向性について資料3の草案を作成したものである。本日は、資料3に記載の内容で進めていくことについて協議願いたい。

【堀合委員】 録画配信を行わない点について説明されたい。生で視聴可能な人は限られるし、本来は可能な限り行うべきと思うが、いかがか。

【赤嶺委員長】 かなり前の話なので、記憶が定かではないが、作業部会においては全会派一致で本草案を作成している。その際は、配信費用の問題、録画データの保管等がネックになっていたと記憶している。

【堀合委員】 導入段階においては取りあえず生配信のみ、将来的には録画配信も行う可能性はあるという前提にしておくべきと思うが、いかがか。

【赤嶺委員長】 新たな提案は再協議扱いとしたい。

【堀口委員】 ユーチューブの最大のメリットは、ライブ配信だけでなく、録画配信可能な点と思う。課題はあるにせよ、最初から録画配信は不可とするのではなく、費用を見つづ検討したほうがよいのではないか。他議会では既に実施しているし、その経費も調査すればすぐに分かる。ライブ配信が視聴可能なのは限られた人のみなので、やはり録画配信はすべきではないか。

【赤嶺委員長】 本件は、これまで議会内にて合意が図られていたにもかかわらず、実施が先送りされ続けてきた。まずは導入することについて合意を得た案件なので、導入コスト、導入のしやすさも踏まえた上で今回決定していきたい。録画配信導入の可否は、配信環境が整った後に改めて検討したいと思うが、いかがか。

【布瀬委員】 委員長の提案に賛成する。本件は、費用面、導入のしやすさを鑑み、まずは同時配信をする点で意見がまとまったものと思う。ただ、大半の自治体で録画配信をしている点からも、議会としてその動向を調査し、実施を見据えた方向性としていきたい。

【堀合委員】 委員長提案で納得できた。

【堀口委員】　まずは導入する方向性で理解できたので賛成するが、長期的、将来的に録画配信も選択肢として持っておくことは必要と思う。その点を前提に話を進めてほしい。

石田委員入室

午前１０時２３分　休憩

午前１０時２４分　再開

【金原副委員長】　本会議の録画配信へのアクセス件数は分かるか。

【議事係長】　現状では、本会議の録画中継を配信している。そのアクセス件数であるが、令和３年度６３２９件、令和４年度５３７８件、令和５年度１万１２８件である。

【金原副委員長】　結構なアクセス件数と思うので、今後は委員会での録画配信も考えるべきと思う。同時に、その際は、質問内容によりチャプターで区切るような配慮も考えてほしい。本案には賛成したい。

【赤嶺委員長】　現状、本会議の配信コストが非常に大きいことも踏まえ、委員会のインターネット配信にユーチューブが活用でき、かつ運用が順調であれば、本会議の配信もユーチューブを導入すべきとの意見も出ていた。これらを踏まえ、本件草案と委員会のインターネット中継の録画配信、本会議配信のユーチューブ導入に関して反対の会派がなければ、ここで決定したいと思うが、いかがか。

異　議　な　し

【赤嶺委員長】　お諮りする。委員会のインターネット配信の実施については、資料３に記載の内容で進めていくことでよいか。

全　員　賛　成

【赤嶺委員長】　それでは、そのように決定する。

お諮りする。あわせて、委員会のインターネット配信の録画配信、本会議の配信にユーチューブを活用することを検討していくということによいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。今後は市側への意見聴取を行うとともに、ルールづくりなどを進めていきたい。

(4) 中継字幕の付与について (資料4)

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、本年3月5日の本委員会において、一度各会派への持ち帰りとして、導入した場合の費用について事務局で資料を作成し、委員各位に送付し、それを基に次回以降の本委員会にて決定していくこととなったものである。

資料4を御覧いただきたい。現在、本会議の議会映像インターネット配信業務委託を行っている事業者からの4パターンの見積内容を掲載している。

パターン1、令和8年4月1日から契約満了となる令和10年7月31日までの2年4か月の期間で、ライブ配信のみに字幕を追加する場合は、税込みで合計440万4400円である。

パターン2、同期間で、ライブ配信に字幕を追加し、録画配信はライブ配信と同じ字幕が付与された状態で公開する場合は、税込みで526万6800円である。

パターン3、同期間で、ライブ配信に字幕を追加し、録画配信は準備が整い次第、完成後の会議録データの字幕を付与する場合は、税込みで612万9200円である。

パターン4、「録画配信前」に、『字幕の校正（誤字等の補記）』を追加は、対応できないとのことである。

なお、本資料は、委員長からの指示により、5月7日に委員各位に送付している。

【赤嶺委員長】 本件は一度各会派に持ち帰り願っているが、本日は資料4に記載の4パターンで実施する方向性とするか否かについて協議願いたい。

【村田委員】 大和維新×iRAISEは、パターン1ないし2で実施されたい。ただ、字幕の校正は基本的に入らないものと理解しているが、誤記により問題が起きた際の対応等は検討しているのか。

【議事係長】 生中継で流れる字幕では漢字等の誤変換が想定される。それをそのまま録

画中継で流したときは公式の会議録との間に差異が出るので、他議会では、配信は会議録ができるまでの暫定の記録であり、会議録完成後はそちらを参照するよう誘導し、削除している例はある。この点は運用の検討の範疇となるので、本件見積額とは別件である。

【堀合委員】 立憲民主党は、パターン2がよいと思う。

【石田委員】 虹の会は、録画配信はライブ配信後になるべく早い段階でできたほうがよいので、パターン1がよいと考える。合意できるのであればパターン2でも問題ないが、起こり得る誤変換等にはしっかり注釈を入れた上で進められたい。ただし、多少誤変換が出るとしても、聴覚障害者等、様々な方がアクセスできる環境をつくることは大事なことで、パターン1ないし2がよいと思う。

【赤嶺委員長】 誤変換への修正等を踏まえれば、今の意見はパターン3になるのではないかな。

【石田委員】 ライブ配信中の誤訳は、ある種、仕方がないと考えるので、事前にその点に関する注釈をつけた上での配信とすればよいのではないかな。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、以前より字幕の必要性は感じているので、実施するのであれば、現況を鑑みるにパターン1がよいのではないかな。誤変換等されたままの録画が配信されるのはかなり問題ではないかな。中継字幕を付与するのであればライブ中継のみとし、以降は議事録により確認していただくパターン1が一番よいと思う。

【堀口委員】 日本共産党も字幕の付与は大事と考えるので、4パターンから選ぶとなればパターン1がよいと思う。ただ、費用対効果を考えるにつけ、本当にこの金額でよいのかとも思う。現状、議員個人でも、各種アプリを使用し、字幕の付与、誤記の訂正、編集等は可能であるし、ユーチューブ内でも可能な作業なので、このタイミングで440万4400円もの費用をかけてよいものか、疑問である。それでも字幕は付与すべきとなるのであればパターン1を選択したい。

【河内委員】 自由クラブは、パターン1で進められたい。

【鳥淵委員】 公明党は、聴覚障害者等への配慮として、映像に字幕を付与することは大事であると常々主張してきた。技術は2年4か月の契約期間中でも進化すると思うが、4パターンからの選択となるのであればパターン1で運用されたい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは、字幕の必要性は認めるものの、その費用対効果を考えれば、今回の中継字幕の付与は見送り、ユーチューブでの配信スタート後に改めて検討したい。

【赤嶺委員長】 ユーチューブを使用した委員会のインターネット配信が順調であれば、本会議への導入も検討する旨、決定しているが、前回の協議では費用面がネックとなり、合意を見なかった。最安値でも年間約200万円かかるので、コストに見合うか否かの議論から再見積りを取るに至り、結果、予想を超える高い見積りが出てきた。今回はその高い見積りで導入するか否かを協議したい。

【西田委員】 現行、AI技術がかなり進展しており、恐らく文字起こしの精度もここ数年でかなり上がってくると思うので、4パターンの見積りで令和8年4月1日以降の2年4か月をフィックスしてしまうのではなく、価格面、費用面、技術面からもう少し待つべきである。字幕なしで一旦進め、社会情勢や技術の進展状況を見つつ、再考するのも一案と考える。

【布瀬委員】 費用面の多寡は考えなければならないが、仮にこの金額で字幕をつけたとて、その精度が不明確のままならば、今後進展する技術でもあるので、本件の議論は一旦見送ってもよいのではないか。

【赤嶺委員長】 パターン1の字幕付与は、仮に業者に依頼したとしても、結局のところ、ソフトを使っただけの自動文字起こし作業となるのか。

【議事係長】 そのように理解している。

【堀合委員】 本件は、費用の多寡ではなく、必要か否かで判断すべきである。本事業の趣旨は、障害の有無にかかわらず、情報取得のタイムラグを生じさせないことにある。聴覚障害があるがゆえに会議録ができるまで情報取得を待たせるのは大変なタイムラグであるし、許容できる話ではない。技術革新により代替手段が確保できる可能性はあるが、相当先の話と考える。グーグルクロームには音声を実タイムで文字起こしする機能が備わっているが、精度としても多少難があるし、作業停止も散見される。スマホのアプリでも文字起こしは可能であるが、生中継ないし録画配信等、どんどん流れていくものに対しては作業停止も散見され、現時点ではあまり実用的でない。それらを鑑みれば、事務局調べの業者に依頼する以外の代替的な方法を取りづらいので、必要な費用負担と考える。

【石田委員】 障害の有無で情報取得にタイムラグが生じる事象は、議会の本会議、委員会という民主主義に関わる情報においては殊さらに許容すべきではないし、ゆえにパターン1の年間約200万円の費用負担は許容すべきである。ただ、委員各位の意見が真っ二つに割れた状態でこれ以上議論しても仕方がないのではないか。

ライブ配信への字幕付与は厳しいとしても、3日後の録画配信に字幕をつける作業内容

での見積りは取っているか。

【議事係長】 それはパターン２に該当するのではないか。

【赤嶺委員長】 パターン２は、ライブ配信時に字幕がつき、録画配信においても同様の字幕がつく。繰り返しであるが、業者に委託しても文字起こしソフトを使った作業となるので、誤字が出たり、字幕付与に遅れが出る可能性は否定できない。

【鳥淵委員】 Ｚｏｏｍである会議を行った際、聴覚障害者のメンバーが自身でアプリなりソフトを準備し、会議に参加していた。そのようなもののリンク先をホームページ上に別途用意することはできないか。

【赤嶺委員長】 Ｚｏｏｍの基本機能に搭載されている文字起こし機能ではなく、プラスアルファとなる機能、ソフト、アプリを御存じの方はいるか。

午前１０時４５分 休憩

午前１０時５０分 再開

【石田委員】 私はなるべく早く、２年４か月待たずに合意を取れる方向へ進めていく努力は絶対すべきと思うが、現在進行形で様々な技術が出てきている現状下、パターン１、２、３から選ぶのは時期尚早と感じる。委員長には、この場で議論を進めるのではなく、今後も合意に向けて努力していく方向性で取りまとめてほしい。

【赤嶺委員長】 議会のウェブサイトで文字起こし等のアプリを紹介することは可能か。

【議事係長】 一般論であるが、特定のアプリ紹介の掲載にはそれなりの理由が必要と思う。

【布瀬委員】 以前、堀口委員より、窓口における双方向の多言語通訳のような器械を紹介されていたと思う。精度云々は定かでないが、字幕付与以外の方法も調査してよいのではないか。

【中村委員】 いずれにせよ、聴覚障害者に対し何らかの配慮をすべき点は全員の認識が一致しているし、字幕付与への認識も基本的には一致しているが、仮にここで合意しても９月定例会から即実施できるわけではなく、来年４月１日以降の話となる。また、２年４か月後には配信の契約自体を見直すこととなるので、配信の契約と変更の議論はセットしていかなければいけないことだと思う。なるべく早く導入するにこしたことはないが、２年４か月後には契約自体を見直さなければならない。それと併せて議論しても、さほど

大きな時間的ロスにはならないし、しっかり議論を詰めたほうがよいと思うので、今回の実施は見送りたい。見送るイコールやめるではなく、しっかりと検討し、よりよいものにしていきたい。

【堀合委員】 私が折れないと先に進まないなので、一旦見送りつつ、研究は重ねられたい。

【赤嶺委員長】 お諮りする。今回は中継字幕の付与については見送り、随時検討を進めることでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

(5)政策立案のための検討会について(資料5)

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、本年3月5日の本委員会において協議をされ、政策立案等ができるための検討会議の設置について反対の会派はなかったため、提案会派の自民党・新政クラブと神奈川ネットワーク運動が一度引き取り、各会派と調整を行う形で進めた後、再度、本委員会で諮り決定することとされたものである。

資料5を御覧いただきたい。両会派にて要綱案として案文を作成され、委員長に提出されたものである。

委員長は、本日は資料5を基に協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 本件は、自民党・新政クラブと神奈川ネットワーク運動が、各会派と調整をした上で資料5の要綱案を作成している。本日は、資料5の要綱案の内容で政策立案のための検討会を実施する方向とすることでよいか、協議願いたい。

【石田委員】 虹の会として意見を述べる。第11条には「研究会は非公開を原則とする。」とある。腹を割った闊達な話ができる環境を原則非公開とする旨の理由とするならば、あえて要綱に載せるような大仰なやり方をするのではなく、有志の議員での研究会としたほうがよいと考えるが、公的機関、組織として立ち上げるのであれば、非公開を原則とするのは情報公開の観点から問題視されかねない。そのバランスはどう取るのか。

【堀口委員】 日本共産党は本案に賛成である。石田委員が指摘している原則非公開は「ただし、その活動内容については適宜公開するものとする。」とあるのだから全くのクローズではないし、何を目的にどう活動しているか説明責任も担保されているので問題ない。

【石田委員】 よくない例として、海老名市議会等では、基本的に議会運営委員会の議事録は取っておらず、結果だけ公開されている。情報公開の後退はあってはならないので、研究会といえども、公的に設置している以上、非公開を原則とするのはいかなものか。特定の事件に対してクローズすることができるようなできる規定なら構わないが、原則は公開とすべきではないか。非公開と公開をチョイスできるような規定ならば賛成できるが、現状は第11条の規定がどうしても引っかかってしまう。

【中村委員】 提案会派である自民党・新政クラブとして意見を述べる。本研究会は基本傍聴不可であるが、「活動内容については適宜公開するものとする。」とあるのだから、全くの非公開ではなく、内容は公開する。誰でも自由に会議に参加でき、傍聴も可能という意味では非公開であるが、一切を非公開としているわけではない。言わんとしていることは同じであるし、書き方の話なので、第11条第2項の「ただし、その活動内容については適宜公開するものとする。」を第1項とし、第1項の「研究会は非公開を原則とする。」を第2項として入れ替えてはどうか。

【赤嶺委員長】 本研究会の設置理由は検討の推進である。そこで検討された内容は、公開規定がしっかりと整っている議会運営委員会や各常任委員会に今後つながる。その前段階の腹を割った意見交換ができるような会とするため適宜公開としている。

【石田委員】 あえて要綱で定め、オフィシャル化する具体的な理由があるのか。

【中村委員】 組織として要綱に載せることにより、会の持ち方を各議員の任意とさせないためである。議会として、政策の議論ができる場所を要綱で定めることは重要である。

【西田委員】 議会運営委員会や各委員会につながるのであれば、なおのこと組織なり、しっかりとした枠組みで市民に示すことが大事であるし、議会の意識を対外的に示すことにもつながる。

【赤嶺委員長】 提案会派の一員として補足したい。任意の組織では会が進まない、それが当議会の現状である。ゆえに会が進む形をつくるべく提案し、草案を取りまとめた。

【布瀬委員】 なぜ要綱で定めるかといえ、今まで当議会はできるのにやってこなかったからである。だからこそ、このような動きをもっと推進するために、提案会派として2

会派でまとめたものである。要綱として定めることに何の問題があるというのか。疑問を呈している趣旨を石田委員に伺いたい。

【石田委員】 要綱に定めることでオフィシャルとなった会議を原則非公開とするのはいかがなものか。逆にあえて要綱に載せなければ、そごの解決策となるのではと考えた。従来組織として緩かったものが、要綱に載せ、オフィシャル化するだけで進み出すとは思えない。

【赤嶺委員長】 第11条第2項の「その活動内容については適宜公開するものとする。」を第1項とし、第2項は削除してはどうか。

【中村委員】 第11条第1項の「研究会は非公開を原則とする。」を削除し、第2項の「その活動内容については適宜公開するものとする。」を第1項に繰り上げる提案と理解してよいか。

【赤嶺委員長】 そのとおりである。

【中村委員】 今の委員長の提案ではいかがか。

【布瀬委員】 適宜公開だから、公開が原則となるのか。

【赤嶺委員長】 適宜公開はしっかり定めている。ただ、全くのクローズなものとの誤解を生む可能性があることを踏まえ、第1項を削除し、第2項を第1項に繰り上げることで委員各位の理解が得られれば、これで取りまとめていきたいが、いかがか。

【鳥淵委員】 公明党は反対しないが、具体的にはどのような運用となるのか。

【赤嶺委員長】 適宜公開である。

【鳥淵委員】 適宜公開とは都度判断する流れと考えてよいか。

【赤嶺委員長】 そのとおりである。

【金原副委員長】 第1項の「研究会は非公開を原則とする。」は削除なので、第1項に繰り上がる第2項の「適宜」の中に非公開と判断する内容も包含されると理解してよいか。

【赤嶺委員長】 協議内容、発言を全て公にするのではなく、どういう議論や結論があったか等を公開していくものと捉えている。

【鳥淵委員】 例えば傍聴者受入れの可否等の具体的な話はどうなるか。

【赤嶺委員長】 本研究会は議員の研究会なので、議員以外の者は参加しないものと捉えている。

要綱の変更点について事務局より確認させる。

【議事係長】 変更点を読み上げるので確認されたい。

「第11条 研究会は、その活動内容については適宜公開するものとする。」

以上である。

【赤嶺委員長】 お諮りする。要綱案を修正し、実施する方向として市側とも意見聴取していくことでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

(6) 政務活動費におけるクレジットカード利用規則策定について

【赤嶺委員長】 本件は、3月5日の本委員会において、事務局より、クレジットカードの利用については規則を新たにつくことで利用拡大が図られるとのアドバイスがあり、これに反対の会派はなかった。その後、提案会派の公明党と虹の会では、規則案策定を事務局に依頼することで合意している旨、報告を受けている。本日は、クレジットカード利用を可能とするため、新たな規則の制定を事務局に依頼することでよいか、協議願いたい。

【石田委員】 委員長提案のとおり進められたい。

【赤嶺委員長】 お諮りする。政務活動費におけるクレジットカード利用規則策定については、新たな規則案の制定を事務局に依頼するということでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。規則案は、この先事務局案ができた段階で提示する。

(7) 視察規程の見直しについて（資料6）

【赤嶺委員長】 資料6は、3月5日の本委員会で配付した視察規程の見直しに関する提

案一覧である。未決定事項について順次確認する。

お諮りする。自由クラブより提案の「手土産代変更」、「領収書記載事項緩和」、「夕食代上限変更」及び虹の会より提案の「交通費の支出要件の緩和」は、行政側の規程変更に伴い、両会派より取り下げたいとの申出があったがよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

お諮りする。日本共産党、大和維新× i R A I S Eより提案の「視察のオンライン実施」は、3月5日の本委員会で、設備関連が必要になってくるため、タブレット端末等導入検討会でも検討していくことが決定済みである。今後は、視察のオンライン実施はタブレット端末等導入検討会で検討を進めていくことでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

お諮りする。日本共産党より提案の市内施設の視察は、日本共産党から、政策研究会による取組に期待できるので了承したいとの申出があったが、それでよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

【赤嶺委員長】 お諮りする。本日協議した協議事項（１）から（７）までについて、運用の調整及び実施時期については議長及び事務局に一任したいと思うがよいか。

全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

日程２ 次回の日程、協議事項について（資料７）

午前１１時１７分 休憩

午前１１時１８分 再開

【赤嶺委員長】 次回の日程は８月１９日（火）午前１０時から予定しているので出席願いたい。

資料７を御覧いただきたい。これまで①から④まで協議を行い、結論を出してきたので、次回は⑤から⑦に関し協議を進めてまいりたい。まずは⑤、一般質問関連（代表質問含む）になるかと思うが、委員各位においては、積み残しの⑤から⑦について会派内で調整し、会派としての考えをまとめた上で出席されたい。

午前１１時２０分 閉会